

仕 様 書

1 業務名

令和 7 年度札幌市立保育所等代替看護師配置業務

2 用語の定義

本仕様書において、次の用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 実施保育所等

別添「実施保育所等一覧」に示す保育施設

(2) 実施対象者

実施保育所等に在籍する恒常的に医療的ケアが必要な児童

(3) 業務実施者

受託者が履行場所に配置する看護師

※業務実施者は、看護師免許を有し、看護師の職務経験を有する者とする。

3 履行場所

(1) 実施保育所等

(2) 園外保育先 ※委託者との協議により、可能と判断した場合のみ

4 履行期間等

令和 7 年 4 月 1 日（火）から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

5 業務実施日

(1) 委託者がシフト表によりあらかじめ提示する平日（月曜日から金曜日まで）の指定日に業務を実施する。

(2) 委託者は、受託者に対し、業務実施日及び業務実施日ごとの履行場所を提示したシフト表を提供する。

(3) シフト表は毎月 1 日前後に当月の後半分を提供し、毎月 15 日前後に翌月の前半分を提供する。

(4) 上記(1)の規定に関わらず、シフト表であらかじめ提示した日に変更となった場合や、急遽、業務実施者の配置が必要になった場合についても、受託者が可能な範囲で業務を実施すること。

(5) 業務実施日は、毎月 5 日、年間 60 日（令和 7 年 4 月から令和 8 年 3 月まで）を想定するが、実施対象者の登園状況や委託者が雇用する看護師の休暇取得状況等により変動するものとする。

6 業務従事時間

午前 10 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

ただし、実施対象者に緊急事態が発生した場合、その他の状況により委託者が認めた場合はこの限りではない。

7 業務内容

(1) 業務実施日に、実施保育所等に業務実施者を配置し、実施対象者に対して、身体

状況を観察しながら経管栄養、導尿、喀痰吸引、人工呼吸による呼吸管理、その他の医療的ケアを行う。

- (2) 常に実施対象者の健康状態の把握に努め、実施対象者の主治医の意見書、指示書等に従って、あらかじめ確認した医療的ケアに限って実施することとする。また、主治医による早急な診療が必要と判断した場合には、直ちに現場責任者に報告し対応を協議する。
- (3) 医療的ケアの実施状況や実施対象者の体調等に関し、医療的ケア実施確認書に記録を行い、現場責任者に報告する。また、必要に応じ実施対象者の保護者に医療的ケアの実施状況等の説明を行う。
- (4) 実施対象者に関わる日常生活介助や保育補助、見守り等（屋外活動を含む）を行うこととし、必要に応じて実施対象者以外の園児に対する健康・衛生管理、声掛け及び事故時の対応等を行う。
- (5) 実施保育所等の物品や遊具の洗浄・消毒等、実施保育所等の衛生管理を行う。
- (6) 実施対象者に対して医療的ケアを実施する前に、主治医意見書等により主治医からの指示内容を確認する。また、主治医からの指示内容に変更が生じた場合は、その都度、変更内容を確認し、必要に応じて委託者及び医療機関との打ち合わせに対応する。
- (7) 実施対象者に対して医療的ケアを実施する前に、医療的ケアの手技のほか、保育所の1日の流れや保育士の動き等について、履行場所となる実施保育所等において、委託者と打ち合わせを行う。

8 契約方法

- (1) 業務実施者の配置日数に応じた契約単価（日額）を定め、月ごとの実績日数により、支払うものとする。
- (2) 業務実施者の配置が決定した後に履行が中止となった場合は、契約単価（日額）の6割を支払うものとする。ただし、履行前日（前日が日曜日、国民の祝日及び1月3日の場合、その直前の平日）の午後5時以降に中止の連絡をした場合は、契約単価（日額）の10割を支払うものとする。
- (3) 業務実施者の履行場所への移動費については、受託者が負担するものとする。ただし、業務実施者が履行場所に到着した後に、委託者の都合により履行場所が変わった場合についてはこの限りではない。

9 個人情報の取扱い

- (1) 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報の取扱いによる特記事項」を守らなければならない。
- (2) 別紙1「個人情報取扱安全基準」を遵守し、また、個人情報保護のため、別紙2「個人情報取扱安全基準適合申出書」を提出し、その内容について業務履行開始前までに担当課の評価を受けること。

10 連絡先

札幌市子ども未来局子育て支援部子育て支援課事務係

住所：札幌市中央区南1条東1丁目5番大通バスセンタービル1号館3F

電話：011-211-2988

11 特記事項

- (1) 本仕様の内容は、実施対象者が医療的ケアを必要とする状況や主治医の指示内要の変更によって、見直す可能性がある。
- (2) 詳細については、事前に各担当者に確認すること。
- (3) 仕様書に定めのない又は疑義が生じた事項は、協議の上、これを定める。
- (4) 受託者は、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

実施保育所等一覧

No.	保 育 園 名	住 所	電話番号
1	中央区保育・子育て支援センター	中央区南7条西13丁目1番1号	511-1155
2	北区保育・子育て支援センター	北区北25条西3丁目3番3号	757-5380
3	東区保育・子育て支援センター	東区北9条東7丁目1番25号	711-7801
4	白石区保育・子育て支援センター	白石区南郷通1丁目南8番1号	861-1910
5	厚別区保育・子育て支援センター	厚別区厚別中央1条6丁目1番10号	887-8165
6	豊平区保育・子育て支援センター	豊平区月寒東1条4丁目2番11号	851-3945
7	札幌市立認定こども園にじいろ	清田区真栄2条1丁目11番20号	883-3345
8	西区保育・子育て支援センター	西区二十四軒3条5丁目6番11号	621-1496
9	手稲区保育・子育て支援センター	手稲区手稲本町3条2丁目4番15号	681-3160